

マネジメントレポート

今回のテーマ： 国際会計基準（IFRS）のポイント

1. 適用時期・適用対象

適用時期	2010年3月期より国際的な財務・事業活動を行う上場会社の連結財務諸表に任意適用。3年の準備期間を経て、2015～16年に強制適用が想定される。
適用対象	上場会社の連結財務諸表

非上場会社はIFRSが強制適用されません。上場会社の連結財務諸表にIFRSを適用する場合、非上場の連結子会社等が親会社のために必要な情報提供することがあります。

2. 包括利益計算書

財務諸表は、「貸借対照表」「損益計算書」から「財政状態計算書」「包括利益計算書」になります。

利益の概念が、現行の(収益 - 費用 = 利益)から、(期末純財産 - 期首純財産 = 包括利益)に変更され、また、経常利益・特別損益項目がなくなります。

(包括利益計算書)

事業	
営業	
売上高	30,000
売上原価	15,000
売上総利益	15,000
販売費・一般管理費	10,000
その他営業損益	2,000
営業利益	3,000
投資	
受取配当金・売却可能 有価証券実現益	500
事業利益	3,500
財務	
現金に対する利息・支払利息	1,000
税引前利益	2,500
法人所得税	
法人所得税費用	1,000
継続事業からの当期純利益	1,500
廃止事業	
廃止事業による損失	800
当期純利益	700
その他包括利益(税引後)	
その他包括利益合計	200
包括利益	500

事業関連分の特別損益と営業外損益の一部

廃止事業に係る資産・負債は、「財政状態計算書」上も独立表示

売却可能有価証券の未実現損益
子会社の為替換算調整勘定など

お見逃しなく！

- 表示以外にも、企業年金積立不足額の均等償却から一括償却が検討されているほか、企業買収時に生じた「のれん」の償却廃止、未使用有給休暇コストの認識などが導入されます。
- 現行では、原則として貸借対照表だけで表示される持合い株式の評価差損益が、包括利益に反映されます。株価下落の影響回避のため、会社の保有株式の圧縮、企業年金の確定拠出型への移行増加などの見方があります。
- 2010年4月23日、金融庁が「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」を公表しました。